

令和5年10月2日

輸送の安全マネジメントの輸送安全に係る公表

(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7)

株式会社 余呉バス

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 安全の確保は輸送の第一条件である
- ② 安全の基礎は規定の遵守である
- ③ 安全の要件は執務の厳正である

「安全は業務の基本動作」

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

(1) 目標

「乗降口付近の車内事故ゼロ」を目指す

「急」の付く操作はしない

1. 乗降時の安全確認の徹底
2. 人、環境にやさしい思いやり運転の徹底
3. 左折時の一時停止安全確認の徹底

(2) 達成状況

100パーセント達成

3. 事故の件数（総件数及び類型別）

(自動車事故報告規則第2条の事故)

事故発生0件です

(注)・毎事業年度経過後、100日以内に公表する